

施策	施 策 名
233	生 活 保 障 の 確 保

生活の安定や自立した生活を送るため、生活保障を必要とする住民の実状に即した、一律ではないきめの細かい支援を実施します。

生活困窮者に対する適正な生活保護制度の実施や、生活福祉資金制度への支援を行ったほか、低所得者等に激励金等を送り生活意欲の助長、生活の向上を図っています。また、心身障害者や乳幼児、母子家庭、高齢者が安心して適切な医療が受けられるよう医療費の負担軽減を図るとともに、戦傷病者・戦没者遺族への支援の実施及び社会保険制度の正しい理解と周知に努めてきました。さらに、障害者の生活保障のため特別障害者手当の給付や心身障害者扶養共済制度を実施しています。

平成 12 年度においては、特に、心身障害者医療費補助金等のいわゆる県単 4 公費について全体的な改革を進めます。

主な事業

- 1 心身障害者医療費の助成 (予算額 1,442,988(1,440,766)千円)
【(201)医療費等の負担軽減事業】〔健康福祉部〕
心身障害児(者)の経済的負担の軽減と保健の向上に寄与することを目的に、心身障害者医療費公費負担制度を実施する市町村に対して県費助成をします。
- 2 老人医療費の助成 (予算額 398,918(393,192)千円)
【(201)医療費等の負担軽減事業】〔健康福祉部〕
68、69 歳の老人に対して、その健康の保持及び増進を図ることを目的に、老人医療費公費負担制度を実施する市町村に対して県費助成をします。
- 3 乳幼児医療費の助成 (予算額 568,670(567,199)千円)
【(201)医療費等の負担軽減事業】〔健康福祉部〕
乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、乳幼児医療費公費負担制度を実施する市町村に対して県費助成をします。
- 4 母子医療費の助成 (予算額 230,830(228,608)千円)
【(201)医療費等の負担軽減事業】〔健康福祉部〕
母子家庭及び父母のない児童を扶養している家庭の経済的負担の軽減と母子福祉の増進を図ることを目的に、母子医療費公費負担制度を実施する市町村に対して県費助成をします。

《関連する施策名》